

通年雇用助成金

北海道、東北地方等の積雪または寒冷の度が高い地域の事業主が、
冬期間に離職を余儀なくされる季節労働者を通年雇用した場合に助成されます。

◀◀◀ 助成額 ▶▶▶

(1)事業所内就業または事業所外就業の場合

[1] 新規継続労働者(第1回目の支給対象者)	[2] 継続、再継続労働者(第2、3回目の支給対象者)
対象期間に支払った賃金の 2/3 (上限額71万円)	対象期間に支払った賃金の 1/2 (上限額54万円)

(2)休業を実施した場合(支給対象者1人にあたり、最大2回支給)

[1]休業助成の申請が1回目の場合	[2]休業助成の申請が2回目の場合
1月から4月に支払った休業手当(最大60日分)および対象期間に支払った賃金(休業手当を除く)の合計額の 1/2 (上限額 新規継続労働者71万円、 継続・再継続労働者54万円)	1月から4月に支払った休業手当(最大60日分)および対象期間に支払った賃金(休業手当を除く)の合計額の 1/3 (上限額54万円)

(3)業務転換を実施した場合

業務転換の開始日から起算して6か月の期間に支払った賃金の**1/3**(上限額71万円)

(4)職業訓練を実施した場合 上記(1)に加え、次の[1]または[2]のいずれかの額

[1]季節的業務の場合	[2]季節的業務以外の場合
訓練の実施に要した費用の 1/2 (上限額3万円)	訓練の実施に要した費用の 2/3 (上限額4万円)

(5)新分野進出を実施した場合

事業所の設置・整備に要した費用の**1/10**(上限額500万円)が、1年ごとに3回支給されます。

(6)季節トライアル雇用を実施した場合

常用雇用に移行した日から起算して6か月の期間に支払った賃金の**1/2**の額から、
試行雇用(トライアル雇用)を行うことによって支給された「トライアル雇用助成金」の額を減額した額(上限額71万円)

◀◀◀ モデルケース ▶▶▶

- 建設業・7月に季節労働者を10人雇用
- 季節労働者を冬季期間も継続雇用
- 翌年1月に通年雇用届を提出
- 引き続き季節労働者を継続雇用
- 5月に助成金申請!

初年度助成金申請
(一人30万円の給与の場合)
対象期間に支払った金額の2/3

600万円申請

給与 30万円×10人×3ヶ月×2/3

